【令和3年度事業者処分等について】

1 特定商取引法

(1)処分:なし

(2) 指導(特定商取引法・県消費生活条例)

販売類型	件数
·訪問販売	29件
·通信販売	20件
·訪問購入	6件
·特定継続的役務提供	1件
·電話勧誘販売	1件
·条例	3件
合 計	60件

2 景品表示法

(1)措置命令

No.	事業者名及び所在地	違反等の内容	処分公表日
	株式会社LAPRE	①「これが、薬を使わず認知症を改善させた脳のリハビリの方法です」等と表示 →実際には、認知症が改善したと医師が診断しているわ	4.2.17
	【大阪府吹田市】	けではなく、スクリーニング検査の点数や、顧客や顧客の家族の意見によるものだった。 ②「認知症専門リハビリ専門LAPREは日本で唯一改善実績のあるリハビリ施設です」等と表示 →実際には、同様の施設が存在していないと自認しているのみだった。 ③「当院は様々なメディアで取り上げられております」	
1		等と表示 →実際には、整体院等の広告として掲載されているもの だった。 ④「事実、認知症専門リハビリを受けたご家族様はこの ような結果を手に入れています…」等と12名の顧客の	
		体験談を表示 →実際には、 (i)本件役務の効果のみで認知症が改善したとの医師の診断がない。 (ii)認知症の診断を受けていない者の体験談であった。	

(2)指導(文書及び口頭による注意)

		.,,
文書注意	57件	優良誤認(23件)有利誤認(3件)優良有利誤認(30件)景品事件(1件)
□頭注意	3 件	優良誤認(3件)
計	60件	